

自治基本条例 見直しへの提言書

令和6年3月

おいらせ町自治推進委員会

目 次

ページ

1. 本提言書の目的	2
2. これまでの『条例の運用状況に係る毎年の検証』について	2
3. これまでの『5年を超えない期間ごとの見直し』について	4
4. 自治推進委員会による令和5年度の見直し結果	5
<参考資料>	
・ 令和5年度見直し作業の対象範囲	6
・ 自治推進委員名簿	7
・ 自治基本条例のこれまでの検証結果（令和元年度～令和5年度検証分）…	8

1. 本提言書の目的

おいらせ町の自治の原則としくみに関する基本的な事柄を定め、平成21年4月に施行された『おいらせ町自治基本条例』は、条例の運用状況を毎年検証したうえで、この条例が社会情勢の変化で形骸化すること等のないよう、5年を超えない期間ごとに見直すこととなっています。令和5年度は、この定期的な見直しの実施時期にあたるため、条例の運用状況を検証している『おいらせ町自治推進委員会』において、見直し作業を実施し、その結果を提言書としてまとめたものです。

<参考>●おいらせ町自治基本条例中の検証及び見直し規定

(運用状況の検証)

第39条 おいらせ町は、この条例の運用状況を毎年検証し、これを公表します。

2 条例の運用状況を検証するための組織は別に設置します。

【第39条】

この条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないよう、また条例の理念が損なわれることのないよう、定期的に検証し、それを公表することを規定しています。

検証は、行政内で行うのではなく、町民を含む別の組織を設置して行うことを定めています。

(条例の見直し)

第40条 この条例は5年を超えない期間ごとに見直します。

2 条例の見直しにあたっては、広く町民の意見を聴かなければなりません。

【第40条】

前条により、毎年検証が行われた結果、改訂が必要になったときはそれを公表し、改訂にあたってはできるだけ多くの町民から意見を聴くことを求めた規定です。

2. これまでの『条例の運用状況に係る毎年の検証』について

平成21年のおいらせ町自治基本条例施行後、条例を検証するための組織である自治推進委員会では、町民・議会・行政の取組みに着目し、条例の理念に沿った運用が出来ているかどうかの検証を毎年実施しています。

検証対象年度	検証実施内容
平成21年度	自治推進委員会（公募町民など5名）により検証 第1回（H23.2.28）、第2回（H23.7.19）、第3回（H23.8.24） 結果報告（平成24年1月）、公表（町広報、町ホームページ）

検証対象年度	検証実施内容
平成 22 年度	自治推進委員会（公募町民など 5 名）により検証 第 4 回（H24.1.19）、第 5 回（H24.3.13） 結果報告（平成 24 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 23 年度	自治推進委員会（公募町民など 5 名）により検証 平成 24 年度第 1 回（H25.2.19） 結果報告（平成 25 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 24 年度	自治推進委員会（公募町民など 5 名）により検証 平成 25 年度第 1 回（H25.11.8）、第 2 回（H26.1.23） 結果報告（平成 26 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 25 年度	自治推進委員会（公募町民など 6 名）により検証 平成 26 年度 第 1 回（H26.10.14）、第 2 回（H26.12.5）、第 3 回（H27.1.27） 結果報告（平成 27 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 26 年度	自治推進委員会（公募町民など 6 名）により検証 平成 27 年度 第 1 回（H27.5.12）、第 2 回（H27.6.12）、第 3 回（H27.10.27）、第 4 回（H27.11.25）、第 5 回（H28.2.12）、第 6 回（H28.3.15） 結果報告（平成 28 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 27 年度	自治推進委員会（公募町民など 6 名）により検証 平成 28 年度 第 1 回（H28.4.1）、第 2 回（H28.6.2）、第 3 回（H28.8.22）、第 4 回（H28.10.28）、第 5 回（H29.2.7） 結果報告（平成 29 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 28 年度	自治推進委員会（公募町民など 6 名）により検証 平成 29 年度 第 1 回（H30.4.25）、第 2 回（H29.6.12）、第 3 回（H29.8.29）、第 4 回（H29.11.22）、第 5 回（H29.2.7） 結果報告（平成 30 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 29 年度	自治推進委員会（公募町民など 6 名）により検証 平成 30 年度 第 1 回（H30.4.25）、第 2 回（H30.9.11）、第 3 回（H30.10.9）、第 4 回（H30.11.2）、第 5 回（H31.1.24） 結果報告（平成 31 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）
平成 30 年度	自治推進委員会（公募町民など 6 名）により検証 令和元年度 第 1 回（R1.6.26）、第 2 回（R1.8.29）、第 3 回（R1.10.29）、第 4 回（R2.2.14） 結果報告（令和 2 年 3 月）、公表（町広報、町ホームページ）

検証対象年度	検証実施内容
令和元年度	自治推進委員会（公募町民など6名）により検証 令和2年度 第1回(R2.7.22)、第2回(R2.9.16)、第3回(R2.11.17)、 第4回(R3.1.26)、第5回(R3.3.15) 結果報告（令和3年3月）、公表（町広報、町ホームページ）
令和2年度	自治推進委員会（公募町民など6名）により検証 令和3年度 第1回(R3.5.18)、第2回(R3.7.13)、第3回(R3.10.20)、 第4回(R3.11.16)、第5回(R4.1.18) 結果報告（令和4年3月）、公表（町広報、町ホームページ）
令和3年度	自治推進委員会（公募町民など6名）により検証 令和4年度 第1回(R4.5.23)、第2回(R4.7.5)、第3回(R4.10.4)、 第4回(R5.1.10)、第5回(R5.3.14) 結果報告（令和5年3月）、公表（町広報、町ホームページ）
令和4年度	自治推進委員会（公募町民など5名）により検証 令和5年度 第1回(R5.5.23)、第2回(R5.7.11)、第3回(R5.10.17)、 第4回(R6.1.16)、第5回(R6.3.12) 結果報告（令和6年3月）、公表（町広報、町ホームページ）

3. これまでの『5年を超えない期間ごとの見直し』について

自治推進委員会では、毎年の運用状況の検証に加えて、条例が形骸化することのないよう、条例そのものの見直し作業を、5年を超えない期間ごとに実施しています。

①平成25年度での見直し作業（施行から5年目）

条文に改正の必要があるかどうかについて、青森公立大学天野巡一教授をアドバイザーとして助言をいただきながら、条文毎に検証作業を行いました。

条文の改正や行政の具体的な取り組み、自治の推進に向けた取り組みについて意見を取りまとめ、提言書として町へ提出し、公表しました。

町は、提言書を基に庁内で検討を続け、関係条例の改正や取組みの是正を行いました。

②平成30年度での見直し作業（施行から10年目）

毎年の検証結果を参考に、条例の理念を踏まえた見直し作業を実施しました。条文ごとの再検証を行い、シンポジウムコーディネーターとして協力いただいた国立弘前大学土井良浩准教授より助言をいただいたうえで、提言書としてまとめました。町は、提言書を基に取組みの是正を行いました。また、条例の見直しではありませんが、平成29年度に、自治基本条例にもとづく町議会への提言書を別途提出しています。

4. 自治推進委員会による令和5年度の見直し結果

条例施行から15年目にあたる令和5年度では、社会情勢の変化等の影響を受けられる関係条項について、条例の理念が損なわれることのないよう、これまでの検証結果を基に改めて自治推進委員会において、条文毎に精査して検討を進めました。見直しの結果は次のとおりです。

(1) 自治基本条例条例改正の必要性について

検証の結果、いずれの関係条項も変更する必要はないとの結論に至りました。

(2) 行政の具体的取組について

●具体的取組の方向性について

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られていることを確認しました。今後も継続的な取組を求めます。

●行政の取組において今後改善を求める事項や、新たに取り組むべき事項

- ・審議会等における委員の公募は行われているものの、よりいっそうの公募の拡大に力を入れるべきです。(第32条関係)

●今後のまちづくりにおいて、重要な視点や特に重視すべきと思われる課題等

- ・地域の自主性という考え方が、まだ浸透しているとは言えない。協働の意識を持った町民はいるが、協働という言葉が難しい。行政が町民へ分かりやすく説明していくことの工夫が必要ではないか。(第8条・第10条関係)
- ・町民アンケート(町民意識調査)で出ている自由意見についても、行政の参考としてほしい。(第16条関係)

(3) 自治基本条例に関連する例規等の改正について

●おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領関係

情報の公開について、行政職員の資料作成に要する時間を費用対効果で考え、真に町民にとって必要な分を公表するよう、取扱要領を改正すべきです。

<参考資料>

令和5年度見直し作業の対象範囲

対象条文	検証作業年度
第2章 町民の権利	
第4条（生活に関する権利）	R2, R4
第5条（子どもの権利）	R2, R4
第6条（個人情報）	R2, R4
第7条（参加に関する権利）	R2, R4
第3章 町民の役割と責任	
第8条（自立と自律）	R2, R4
第9条（まちづくりへの参加）	R2, R4
第10条（町民、行政及び議会との協働）	R2, R4
第11条（互いの権利を守る責任）	R2, R4
第12条（ふるさとと地球を守る責任）	R2, R4
第4章 行政の役割と責任	
第13条（役割と責任）	R4
第14条（行政の執行）	R4
第15条（町民との関係）	R4
第16条（苦情・相談への対応）	R4
第17条（情報公開と説明責任）	R1～R5
第18条（危機管理）	R4
第5章 議会の役割と責任	
第19条（議会の役割と責任）	R3
第20条（議会の運営）	R3
第21条（議員の責任）	R3
第7章 まちづくりのしくみ	
第28条（総合計画）	R1
第29条（財政運営）	R3
第30条（行政評価）	R2, R4
第31条（情報公開・情報共有）	R1～R5
第32条（審議会等における委員の公募）	R1～R5
第33条（参加の保障）	R1～R5
第34条（行政監視）	R3
第35条（開かれた議会）	R3

	第36条（選挙における情報共有）	R3
第8章 まちづくり組織		
	第37条（まちづくり組織）	R2, R4
	第38条（まちづくり組織とおいらせ町）	R2, R4

自治推進委員名簿（任期：令和4年5月1日から2年間）

選出区分	所属等	氏 名
自治に識見を有する者	元おいらせ町自治基本条例策定委員会会長	福原 仁一
町内全域を活動範囲としている団体の推薦する者	おいらせ町民生委員・児童委員協議会委員	竹内 かつ子
町内全域を活動範囲としている団体の推薦する者	おいらせ町連合婦人会選出	地葉 レイ子
公募者		道 川 正
公募者		川澄 忠男
公募者※	※任期：令和4年5月1日から 令和5年4月30日まで	小笠原 伸也

自治基本条例のこれまでの検証結果（令和元年度～令和5年度検証分）

第4条（生活に関する権利）

（生活に関する権利）

第4条 おいらせ町民には、生活に関する以下の権利があります。

- （1）生涯にわたり心身ともに健康で安全な生活を送る権利
- （2）豊かな自然環境のもとで生活を送る権利
- （3）経済的に不安なく、人間らしい生活を送る権利
- （4）外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通などの手段により、自由に移動する権利
- （5）子どもから高齢者まで誰もが、生涯にわたり自由に学ぶ権利

【第4条】

町の自治は、町民の権利を守り、実現するために進められるものでなくてはなりません。このため、町民の権利として、もっとも基本的な権利をまず確認する意味で示しています。

- （1）「心身ともに健康で安全な」…健康や家庭環境、防災や防犯環境に不安がない状態を指しています。
- （2）「豊かな自然環境」…自然が保全されていることと、水質や大気などが汚染されていない状態を指しています。
- （3）「経済的に不安なく、人間らしい生活」…個人の努力が前提にありますが、それでも解決できない困難に陥った時には、町は手をさしのべようという意思を表しています。手をさしのべるのは町民、行政、議会を包括している「町」です。行政に限定していません。
- （4）「移動する権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見が多かった権利です。今後増えていくと思われる、自家用車を利用できない町民の移動手段を考えなければなりません。
- （5）「学ぶ権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見が多かった権利です。

1 これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

2 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①おいらバス導入は「自由に移動する権利」の擁護につながったといえる。しかし、町民からの視点だけでなく、運送業務の民間事業者からの視点もしっかりと考慮したうえで運用してほしい。

②経済的不安の無い生活について、町民が個人としてできることは限られてくる。支援者につながることが重要と思われる。

令和2年度

①移動する権利について、行政は、運転免許証を返納した人の移動手段について支援策の検討をしてはどうか。

第5条（子どもの権利）

（子どもの権利）

第5条 おいらせ町で生活する子どもは、みな健やかに成長する権利があります。

【第5条】

子どもは、将来の町を担う大切な私たちの「宝」です。近年、子ども達を取り巻く環境の悪化が懸念されているなかで、地域社会がいっしょになって大切に育もうという意識を示しています。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①子どもの数が減少傾向にあり、とりまく環境が変わったことを感じる。
- ②親の権利と子どもの権利は両方大事だが、実際には親の都合に子どもが合わせざるを得ない場合もあるのではないか。

令和2年度

- ①子どもを取り巻く環境に変化があり、今後も注視が必要である。

第6条（個人情報）

（個人情報）

第6条 おいらせ町民には個人情報やプライバシーを尊重される権利があります。

【第6条】

「尊重される」というのがこの条文のポイントです。個人情報やプライバシーは行政が守るだけではなく、町民同士でも尊重しあい、守るべきものであることを謳っています。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①職員の顔写真掲載をやめたことにも、個人情報保護の観点がある。
- ②安否確認の訪問を、プライバシー侵害のように受け止められ難しい。

令和2年度

- ①個人情報の保護を過剰にやりすぎている場合がある。

第7条（参加に関する権利）

（参加に関する権利）

第7条 おいらせ町民には、まちづくりの主体として、参加に関する以下の権利があります。

- （1） 行政、議会及び地域の状況を知る権利
- （2） 政策の形成、実施及び評価に参加する権利
- （3） 政策の形成、実施及び評価並びにまちづくり活動において、自由に意思を表明しそのことにより不利益を受けない権利

【第7条】

- （1）まちづくりに参加するためには、行政や議会、地域の状況について町民が正確な情報を得ることが前提となることから、権利として規定しました。
- （2）従来の住民参加は政策の「実施」の段階からの参加に限定されるものが殆どでしたが、これからは政策の形成（白紙）の段階から評価の段階までの参加を保障したものです。
- （3）まちづくりへの参加は、自らの意思によるものであり、強要されるものであってはなりません。また、意思を表明したこと、あるいはその内容により不利益を受けることがあってはなりません。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

- ・ 行政による参加の機会は十分に設けられている。
- ・ 参加に関する権利は、ある程度守られている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①参加のための一歩として、集まりやすい環境整備は大事だと感じる。
- ②スマートフォンから情報を得る人が増えた。スマートフォンは、今後の情報発信の要になる。

令和2年度

- ①あまり行政が先導せず、町民自らが探し、参加するという自主性も大事である。

第8条（自立と自律）

（自立と自律）

第8条 おいらせ町民は、まちづくりの主体として、自立の精神に則り、自己責任意識と危機管理意識を持ち、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

【第8条】

「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」と前文にあるように、自ら解決できる問題は、自らで解決することは自治の基本となるものです。

「自立」とは、他に頼らず行動する前に備えておかねばならない、高い意識と責任感が伴った状態で、「自律」とは、行動に際して自ら必要な配慮を払い、思慮深さを持って行動できる状態をいいます。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

- ・地域の自主性という考え方が、まだ浸透しているとは言えない。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①町民が深刻には困っていないことを理由として、共助の取組みが活性化しない向きもあるのではないか。
- ②空き家管理など管理者が自主的にやるべきものについて、行政が窓口になっている印象がある。

令和2年度

- ①人として高い意識を必要とされる条項であり、個人の資質に学びを加えて高めていきたい。

第9条（まちづくりへの参加）

（まちづくりへの参加）

第9条 おいらせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動などの自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

【第9条】

「役割」とは、責務ほど拘束力を持ちませんが、積極的に役割を担うことで地域社会はより暮らしやすくなります。健康などさまざまな理由で役割を担うことができないことがあっても、そのことで不利益を被ることはありません。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

①個人の生活が優先され、まちづくりを代表する町内会への加入者は減少傾向にある。

令和2年度

①自主的な活動として町内会活動が挙げられるが、町内会の加入メリットの明示の難しさが、まちづくりの参加を妨げている要因の一つである。

第 10 条 （町民、行政及び議会との協働）

（町民、行政及び議会との協働）

第 10 条 おいらせ町民には、行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には、町民同士、行政及び議会と協働でまちをつくる役割があります。

【第10条】

町民が行政や議会と協働でまちづくりを進めるためには、まず行政と議会について、自ら学び、正確な理解を持つことから始めることが大切です。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

- ・協働の意識を持った町民はいる。しかし、協働という言葉が難しい。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①協働の原点は、「自分ごと」として意見し、活動することではないか。
- ②町民としてまちづくりを考える前に、近所との会話や地域の共同作業が減少傾向にあり、人間関係が難しくなったと感じる。

令和2年度

- ①行政は、協働の意味や考え方を、もっと分かりやすく町民へ説明していくことの工夫が必要ではないか。

第 1 1 条 （互いの権利を守る責任）

（互いの権利を守る責任）

第 11 条 おいらせ町民は、お互いに協力して子どもを守り育て、障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている人を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

【第11条】

町民一人ひとりの権利が守られた社会をつくるためには、行政や議会だけでなく、町民一人ひとりが互いの権利を尊重して生活することが求められます。

1. これまでの検証結果

令和 4 年度・令和 2 年度

- ①ある程度の権利は互いに守られている。さらに互いを尊重する意識を広めるためには、啓蒙活動が必要である。

2. 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

- ①町民同士でお互いを把握する、互いを知り合うというようなことが、個人情報保護のために難しくなっている。世代間の感覚も差が広がった。

令和 2 年度

- ②行政が、互いを尊重することの大切さを、ポスターや広報等を通じて、町民に対して啓発していくという方法もある。

第 12 条 （ふるさとと地球を守る責任）

（ふるさとと地球を守る責任）

第 12 条 おいらせ町民は、ふるさとの歴史を重んじ、伝統と文化、自然を次代に伝えるために努力しなければなりません。

2 町民は、水や空気の汚染を防ぎ、エネルギーの浪費を抑え、資源を節約して美しい地球を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

【第12条】

おいらせ町に先人が築いた歴史と文化を大切に守ること、豊かな自然環境を豊かなままで次の時代に引き継ぐことはもちろんですが、温暖化を防ぐために行動するなど、美しい地球を未来に手渡すことも、私たちの責任と考えました。小さな町から大きな地球を考える内容の条文は、他に例を見ません。

1. これまでの検証結果

令和 4 年度・令和 2 年度

- ・環境問題について、町民は、環境保護への意識を持っている。資源集団回収等の取り組みを継続していくことが必要である。

2. 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

- ①歴史と文化を守るという観点で今のコロナ禍は伝統芸能の継承に大きな影響を与えていると思う。人の集まりが無くなっている。
- ②ごみ分別のマナーについて、町内会が負担を強いられている面もある。

令和 2 年度

- ①町民アンケートにおいて、各家庭での環境問題対策の取り組みについて、「ごみと資源の分別」及び「買物袋の持参」を実践しているとの回答が約 9 割近くとなり、非常に関心が高いことがうかがえる。今後も持続していただきたい。

第 13 条 （役割と責任）

（役割と責任）

第 13 条 おいらせ町長は、町の代表者として、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 おいらせ町職員は、町民のために働く者として町長等を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

【第13条】

地方分権の流れの中で、自治体の代表者である町長には大きな権限が与えられています。町長は町民の信託を受けた者として、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

町職員は、町民としての立場も持っています。町民の幸福の実現に直接関わる場所で働く者としての自覚を持って、職務にあたらなければなりません。

1. これまでの検証結果

令和4年度

- ・条項の理念を阻害するような行政行為は確認されなかった。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ・職員の資質について大きな問題は感じられない。

第 14 条 (行政の執行)

(行政の執行)

第 14 条 おいらせ町長等及び町職員は、町民のために働く者として、健全な財政運営のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければなりません。

2 町長等及び町職員は、職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させるよう努力しなければなりません。

3 町長等及び町職員は、行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければなりません。

【第14条】

経費をただやみくもに抑えるのではなく、事業の重要度、緊急度などを考慮した予算編成と運営による「健全な財政運営」を実現する必要性を規定しています。また、予算の執行状況については、住民の信用を損ねることのないよう、透明性を確保する必要があります。

より健全で透明な行財政運営のために、日頃から町長等と町職員は必要な事柄を学び、工夫し、その蓄積や情報を共有することが求められます。

1. これまでの検証結果

令和4年度

- ・一定程度の取組みは行われており、役割を果たしている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①職員は研修をしっかりとやっていると感じる。

第 1 5 条 （町民との関係）

（町民との関係）

第 15 条 おいらせ町長等及び町職員は、町民と同じ視点に立って総合的に職務にあたらなければなりません。

【第15条】

これまでは国から県、市町村、住民という流れのなかで行政が行われてきた部分が多くありましたが、地方分権が進むなかにおいては、四者は対等の立場にあります。「同じ視点」とは、町長等も町職員も町民と対等の立場に立つこと、町民の立場に身を置いて職務のあり方を考えることを意味しています。

1. これまでの検証結果

令和 4 年度

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

2. 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

- ①町民目線で考えると、庁舎は統一した方が望ましい。また、おいらせ病院も津波浸水区域から移転の必要がある。

第 1 6 条 （苦情・相談への対応）

（苦情・相談への対応）

第 16 条 行政は、町民から苦情や相談を受けたときは、これを尊重し、速やかにかつ誠実に対処しなければなりません。

【第16条】

現在、「町民の声」「行政相談」など様々な方法で町民の苦情・相談に対処しています。対応の経過や結果に関する情報は、同様の苦情・相談に迅速に対応できるよう、速やかに、また正確に記録し共有する必要があります。条例で規定することにより、行政としての責任をより明確にしました。

1. これまでの検証結果

令和 4 年度

- ・自治基本条例にある責任は、おおむね果たされていると思われる。

2. 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

- ①町民意識調査で出ている自由意見についても、行政の参考としてほしい。

第 17 条 （情報公開と説明責任）

（情報公開と説明責任）

第 17 条 行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民に分かりやすく説明しなければなりません。

【第17条】

行政運営の透明性を高め、町民の信頼と参加を得るため、町の施策の立案から実施、評価までの行政に関する情報を積極的に公開、提供して、これを町民と共有しなければなりません。また、行政に関する情報の内容を、できるだけ多くの町民にわかりやすく説明することができなければなりません。

1. これまでの検証結果

毎年度検証

- ・行政はおおむね、情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分かりやすく説明している。

2. 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

- ①昨年度と同様の成果は出ていると考える。

令和 3 年度

- ①町民向けの説明会は以前より増えているが、まだ数が少ないと思われる。

令和 2 年度

- ①行政に、広報の分かりやすさについて、紙面のより一層の工夫を求める。

第 18 条 （危機管理）

（危機管理）

第 18 条 行政は、町民の生命及び財産を守るため、常に適切な対応ができるよう、努めなければなりません。

【第 18 条】

自然災害など緊急時はもちろん、日頃から町民への危険を回避するために行政に求められる役割は広範にわたります。公害防止や高齢者の詐欺被害防止など、町民の基本的な権利を守り、犯罪や事故の被害に遭わないよう対策を講じる必要があります。

1. これまでの検証結果

令和 4 年度

- ・自治基本条例に沿った対策は、ある程度なされている。

2. 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

- ①明神山防災タワーの活用、ハザードマップの更新など、周知して取り組むべき事項は多い。

第 19 条 （議会の役割と責任）

第 19 条 おいらせ町議会は、行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、政策形成機能を果たす役割を持っています。

2 議会は、町民の代表として、町民の意思を尊重しなければなりません。

【第 19 条】

町の意思決定機関である議会には、行政に不正や怠慢がないかを監視する役割があります。さらに、自らも積極的に政策を立案する役割を持っています。

また、議会は町民の意思を代表する機関として、地方自治法などにより定められた権限を正しく行使し、町民の幸福の実現のために努力しなければなりません。

1. これまでの検証結果

令和 3 年度

- ・自治基本条例にそった運用がなされ、役割を果たしている。

2. 自治推進委員会での意見

令和 3 年度

- ①議会改革も検討されているとのことなので、今後の動向に注視していきたい。

第 20 条 （議会の運営）

第 20 条 おいらせ町議会は、健全な予算執行により、効率的な運営を行わなければなりません。

2 議会は、その活動を町民に公開し、開かれた運営を進めなければなりません。

【第20条】

行政と同様に議会にも健全で効率的な運営が求められます。ここでの予算執行とは、議会に与えられた予算の執行のことです。

議会は町民の意思を代表する機関であり、その決定は町民の意思となるものです。ですから、議会活動を町民に分かりやすく伝え、行政とともにその情報を共有することが大切です。そのため、議会報告会の開催、インターネット中継、議事録のホームページへの掲載など、議会情報を積極的に公開する必要があります。

1 これまでの検証結果

令和3年度

- ・自治基本条例に沿った運用がなされ、健全な議会運営が行われている。

2 自治推進委員会での意見

令和3年度

- ①議会予算に関しては、しっかりと運営している。

第 21 条 （議員の責任）

（議員の責任）

第 21 条 おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 議員は、職務に関する調査、研究及び学習により自らの資質を向上させなければなりません。

【第 21 条】

まちづくりに果たす議員の役割は大きいものがあります。議員は住民の投票により選ばれますが、議員はこの町で共にまちづくりを担う、働く人や学ぶ人の利益も視野に入れて活動する必要があります。また、議員はその役割を果たすため、自己研鑽に努めることが必要です。

1 これまでの検証結果

令和3年度

- ・自治基本条例にある責任は、おおむね果たされていると思われる。

2 自治推進委員会での意見

令和3年度

- ①自己研鑽については、表舞台に出てこない部分であるため、検証が難しい。

第 28 条 （総合計画）

第 28 条 行政は、計画的な行政運営を行うため、定められた期間ごとに総合計画を策定して事業を実施します。

2 総合計画の策定にあたっては、当初から町民との協働により進めなければなりません。

【第28条】

町の行政運営は総合計画に基づき、計画的に行われるべきであることを規定しています。また、総合計画の策定にあたっては、スタートの段階から町民と情報を共有し、策定作業に町民が関わるような体制を整えることを求めたものです。

1 これまでの検証結果

令和元年度

- ・計画策定の過程については、当条例の主旨に沿って取り組まれている。

2 自治推進委員会での意見

令和元年度

- ①住民懇談会の参加人数は少なく、参加者もほぼ同じ人が出席しているが、以前と比較すると増加している。今後も町民に関心を持ってもらえるよう努めてほしい。

第 29 条 （財政運営）

第 29 条 行政は、効率的で健全な財政運営を図るため、財政計画を策定します。

2 行政は、町民に理解しやすい予算説明書を作成し、決算においては費用対効果を検証して、これを公表します。

【第 29 条】

町の財政情報は、町民の生活に大きく関わる重要な情報です。「どのようにお金を使う予定か」「実際どのようにお金が使われたか」を公開し、町民がそれを理解することは、ともにまちづくりを進めていく上で重要です。

1 これまでの検証結果

令和3年度

- ・自治基本条例に沿った運用がなされ、財政状況を公開している。

2 自治推進委員会での意見

令和3年度

- ①財政状況について、より分かりやすい説明を増やしてほしい。

第 30 条 （行政評価）

第 30 条 行政は、効率的な行政運営を行うため、計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。

2 行政評価にあたっては、可能な限り町民との協働により進め、結果を公表して施策の見直し、改善に反映します。

【第 30 条】

これからの町の事業は、計画を立て、実行するだけでなく、その結果を評価して次年度以降の事業に生かすことが求められています。この「評価」の作業に、町民が関わることできる体制を整えることを規定しています。

1 これまでの検証結果

令和 2 年度、令和 4 年度

- ・町の事業を評価する作業に町民が関わるための体制づくりについて、行政の努力は一定程度なされている。

2 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

- ①縮小する事業の評価方法等、分かりやすく周知してほしい。

令和 2 年度

- ①評価に時間をかけすぎて逆に効率が低下しないよう、今後さらに良い取り組みをしていくよう求める。

第 3 1 条 (情報公開・情報共有)

第 31 条 行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。町民に求められた情報は、個人情報などを除き可能な限り提供しなければなりません。

2 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【第 31 条】

1 項…行政に関する情報の公開は、広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動が行われていますが、これからは委員会、附属機関等の公開など、公開の範囲を広げて情報共有を進めることが求められます。

2 項…苦情や相談は町民からの貴重な政策提言ととらえ、行政はそれらへの対処の結果や過程を内部で共有することにより、行政サービスの改善に役立てます。ただし、内容に個人情報など、共有することが町民の不利益になる場合を除きます。

1 これまでの検証結果

毎年度検証

- ・情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。
- ・苦情や相談について、可能なものは公開されている。

2 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

- ①多数の資料がホームページで公開となっているが、インターネット環境が無い人などはホームページのみで公開されても閲覧できないのではないだろうか。

令和 3 年度

- ①情報公開のために、会議録の作成など時間が必要な事務作業が増えている傾向にある。

令和 2 年度

- ①行政に、引き続き情報公開及び情報共有に努めることを求める。

第 3 2 条 （審議会等における委員の公募）

第 32 条 附属機関やその他の懇談会等の委員には、町民から公募により選ばれた委員が含まれることを原則とします。

【第32条】

町には法令や条例などの規定により、いろいろな附属機関やその他の懇談会等が置かれています。町の計画や施策など、町民の生活に関わる重要な事案を検討する、それらの委員選考にあたっては、町民の参加を保障する観点から、一般町民から公募することを規定しています。

1 これまでの検証結果

毎年度検証

- ・公募は行われているが、公募可能なものをさらに拡大するよう求める。

2 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①公募しても手を挙げる人がいなかった以前と異なり、今は応募者がいる。今後も公募の拡大に力を入れてほしい。

令和3年度

- ①公募になじまないという附属機関についても、公募を考えるべきで。
- ②応募のあるなしに関わらず、附属機関等の委員は原則としてすべて公募とすることを目指すべきである。

令和2年度

- ①公募目標 50%を目指すなど、数値目標を定めるのはどうか。

第 3 3 条 （参加の保障）

第 33 条 行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2 行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

【第 33 条】

1 項…住民懇談会、井戸端会議のように、町長や町職員が住民と直接意見交換する機会を設けます。

2 項…重要な計画、条例の策定など行政の施策に関して、町民の意見を聞く場合、これまではアンケートやシンポジウムなどを実施してきましたが、これからは「パブリック・コメント」により、町民が政策決定前に直接意見を述べる機会を設けることを規定しています。行政は、寄せられた町民の疑問、提案を尊重するとともに、誠実にこれに回答しなければなりません。

1 これまでの検証結果

毎年度検証

・行政の直接対話の機会や、パブリック・コメントの機会は設けられている。

2 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

①検証年度では実績が少なかったが、コロナ禍が収束していくにつれ、変化していくのではないかと。

令和 3 年度

①町長の地区懇談会についても開催検討の余地がある。

令和元年度

①参加人数が少ないため、意見が出しやすくなる工夫や努力をしてほしい。

第 3 4 条 （行政監視）

第 34 条 おいらせ町は、行政運営が適法かつ公正に行われているかについて監視し、改善に関する提言をする第三者による機関を設けます。

【第 34 条】

一般的に「オンブズマン」と呼ばれており、民間の有志により組織されるものと、行政が設置するものとがあります。

1 これまでの検証結果

令和 3 年度

- ・オンブズマン組織について、民間有志によるものも、行政による機関も設置されておらず活動もない状況である。

2 自治推進委員会での意見

令和 3 年度

- ①不祥事はどこの自治体でも起こり得ることであり、行政の監視は必要と感じる。

第 3 5 条 （開かれた議会）

第 35 条 おいらせ町議会は、町民に開かれた議会とするため、工夫してその公開を進めます。

【第 35 条】

町民が議会の傍聴に参加しやすいしくみを整備すること（例：日曜、夜間議会など）は、議会と町民の距離を縮め、協働のまちづくりを進める上で大切なことです。

1 これまでの検証結果

令和 3 年度

- ・議会の傍聴に参加しやすい仕組みは整備されている。

2 自治推進委員会での意見

令和 3 年度

- ①普段の暮らしの中で、議員と意見を交わす機会がもっとあれば良い。

第 3 6 条 （選挙における情報共有）

第 36 条 おいらせ町は、住民が参加しやすい選挙を実施するため、工夫して候補者と住民の情報共有の機会を設けます。

【第 36 条】

積極的に選挙をピーアールし、住民の政治への関心を高め、投票率の向上を図ることは、よりよい地域社会づくりと民主主義の実現にとって有益です。

1 これまでの検証結果

令和 3 年度

- ・おおむね、自治基本条例に沿った運用がなされ、情報共有の機会は設けられている。

2 自治推進委員会での意見

令和 3 年度

- ①選挙公報は候補者の比較ができるため、継続してほしい。

第 3 7 条 （まちづくり組織）

第 37 条 おいらせ町は、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、一定のまとまりにある地域において、地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織を作ることができます。

【第 37 条】

「まちづくり組織」は、町内会を軸に P T A、民生委員、N P O など、地域で活動する個人や団体により、概ね学校区ごとに組織される地縁型組織を想定しています。町民参加のもっとも身近な機会となり、協働のまちづくりの基盤となるものです。

1 これまでの検証結果

令和 4 年度、令和 2 年度

- ・まちづくり組織を結成する前段階にある地域では、町民の理解が進んでいるとは言いきれない。

2 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

- ①他の町内会と手を組んで広域的に何かをやろうと考える町内会は少ないのではないかと。
- ②町内会に入らないという選択肢もある中、町内会で新しい活動をすることや自分の負担が増えることに否定的な会員も増えているのではないかと。

令和 2 年度

- ①自分達が、自主的に地域の課題解決を図る、という意識の向上も必要である。
- ②防災の観点から、協働することを考える。

第 38 条 （まちづくり組織とおいらせ町）

第 38 条 おいらせ町は、まちづくり組織の自主性と自立性を尊重し、その活動に協力します。

2 行政は、まちづくり組織が活動しやすいよう、必要な施策を講じ、まちづくり組織の意思を可能な限り町政に反映させるよう努めます。

【第 38 条】

「まちづくり組織」の活動は、まちづくり活動の根幹を担うものとして、町民、行政、議会ともこれを尊重しなければなりません。行政はまちづくり組織が活動しやすいよう、資金、広報、調整など必要な支援を行うことが求められます。

1 これまでの検証結果

令和 4 年度、令和 2 年度

・おおむね、自治基本条例に沿った運用がなされ、必要な支援がなされている。

2 自治推進委員会での意見

令和 4 年度

①高齢になり町内会を抜けるというケースも増えている。町内会に加入するメリットが見えにくい面があるのではないかと。仕事をしつつ町内会に関わることは難しい。制度そのものを見直す時期なのではないかと。

令和 2 年度

①地域において高齢化が進んでいる。今後、若い人や子どもが地域活動に出てくるような仕組みづくりが必要になる。

